

農業なかしべつ

農業委員会だより

発行:中標津町農業委員会 編集:広報特別委員会



年頭にあたり

中標津町農業委員会 会長 安田 稔

新年、明けましておめでとうございます。

皆様には希望に満ちた新年を迎えたこととお慶び申し上げます。本年も何卒よろしくお願ひいたします。



昨年を振り返ってみると、農繁期の天候が4月は平年並みでありましたが、5月中旬の降雪、下旬からは一転し気温は平年より高めに推移し、夏場は低温、秋は長雨など変動の多い不順な年であったと感じております。酪農では、飼料作物が平年並みか若干の増収となりましたが、町内全体の生乳生産は前年の2.1%程の減収がありました。畑作では、収穫時期の長雨などの影響から馬鈴薯の販売金額の前年比10%程度の減、甜菜についても5%程度減、大根、ブロッコリーについては一昨年が良くなかったこともあります、販売金額の前年比、大根が40%、ブロッコリーで13%の増となりましたが、畑作農家にとっては天候に左右された厳しい年であったように思います。農業全体でも、昨年に入ってからの円安による生産資材、飼料及び燃料等の高騰により厳しい経営環境が続いております。

さて、国内の農業環境を見ますと昨年3月に国民的議論がなされないまま、総理大臣の「国益にかなう最善の道を追求してまいります。」との会見によりTPPに参加することを表明し、7月からTPP交渉会合に正式に参加しております。政府は、昨年中の妥結を目指し、12月7日から10日までの閣僚会合で大詰めの協議が行われたようですが、日本が農林水産品の重要5品目など聖域は「1ミリも譲らない」と姿勢を崩さなかったことから合意は越年となり、今後の交渉の見通しも不透明な状況であります。農業委員会系統組織は、昨年4月に衆参両院の農林水産委員会において採択された「重要品目については関税撤廃の除外対象とする」とした議決の絶対遵守を強く要請し、国益を損なうことが明らかとなった場合は即座に交渉から脱退することを求める活動を行っております。

また、昨年12月の臨時国会において農地中間管理機構関連2法が成立し、農地中間管理機構が実施する事業などを規定する法律は本年3月1日、農地法などの関連法の改正は本年4月1日の施行が予定されているところであります。農業委員会を取り巻く環境が変化していくものと思っております。しかしながらわれわれ農業委員会系統組織は、地域・国民の限られた貴重な資源である農地の有効利用を図ることが責務であることから、農業委員会による農地法第30条による年1回利用状況調査および農地パトロールを実施し、不適切な農地利用、遊休農地・低利用農地の把握を図り、適正な農地保全に努めて参る所存であります。

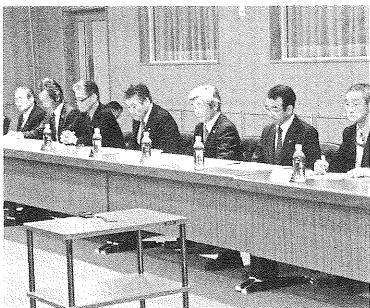
また、本町の基幹産業である農業の維持、発展のために欠かす事の出来ない将来の担い手の確保と本委員会が事務局を仰せ付かっている「中標津町農業後継者対策協議会」に課せられた農業後継者の花嫁対策は、地域にとって重要課題になっていることから、微力ではございますが私も協議会副会長として事業に取り組んで参ります。

併せて、安心で豊かな老後のため農業者年金の加入推進につきましては、経営者、配偶者及び後継者も含め制度を知らずに加入出来なかつたなど、農業者が後悔することのないように積極的に取り組んで参ります。

農業委員会は、農業者の公的代表機関であることから地域農業者の声や要望事項を把握し、根室地方農業委員会連合会、北海道農業会議、全国農業会議所との連携の下、行政や関係機関等に対する建議、要望など農業委員一同積極的に活動して参りますので、皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。

[9月]	定例町議会
[12月]	道農業会議臨時総会 全国会長集会（東京） 年金加入推進セミナー
[1月]	定例町議会
[3月]	その他農業委員活動 総会以外の現地調査や委員会 開催などです。
[4月]	農業委員会活動強化研 修会
[5月]	全道農業者年金研究会 委員協議会
[6月]	あつせん会議（2回） 農政委員会 委員協議会 農地委員会 農地調査（4回） 農政委員会 あつせん会議（3回） 家族協定調印式 委員協議会 現地調査（5回） [7月]
[7月]	農業委員道外視察研修 委員協議会 広報委員会 あつせん会議 現地調査（4回） 農地委員会 委員協議会
[8月]	現地調査（2回） 広報委員会
[9月]	現地調査（3回） 委員協議会
[10月]	農地利用状況調査 農地委員会（2回） 現地調査（5回） 農地パトロール 利用状況調査報告 検討会
[11月]	経営移譲説明会（2回） 地区別農業委員等 研修会 現地調査（6回） あつせん会議 地区別農業者年金協 代議員等研修会 委員協議会 現地調査（4回） あつせん会議 広報委員会 委員協議会
[12月]	1日目は、紋別市農業委 員会を訪問し、「農地の賃貸 借について」「遊休農地の発 生未然防止について」「農地 等の一時転用について」「後継 者の配偶者対策について」の テーマで意見交換を行いました。 2日目は、紋別市農業委員 会の総会終了後であり、多く の農業委員の方々の「出席 により意見交換ができるま した。」
[1月]	農業委員会活動強化研 修会
[2月]	全道農業者年金研究会 委員協議会
[3月]	現地調査
[4月]	委員協議会
[5月]	農地調査（4回） 農政委員会 あつせん会議（3回） 家族協定調印式 委員協議会 現地調査（5回） [6月]
[6月]	農業委員道外視察研修 委員協議会 広報委員会 あつせん会議 現地調査（4回） 農地委員会 委員協議会
[7月]	現地調査（7回） 農業委員道外視察研修 委員協議会 広報委員会 あつせん会議 現地調査（4回） 農地委員会 委員協議会

この他、個別にも農業委員は

担当地区内で委員活動を行って
おります。
何かありましたら、地区農業
委員に声をかけてください。

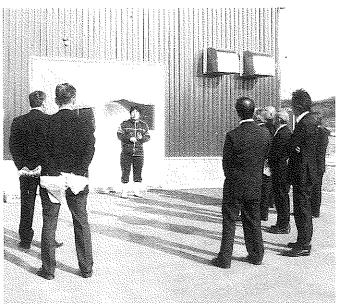
今年は、10月28日、29日の
日程により紋別市で視察研
修を開催しました。

4つのテーマは、お互い共
通する悩みであり、その場で
解決策が出るものではあり
ませんでしたが、貴重なご
意見も頂きました。

2日目は、本年から地域
近隣の農家が集まり農業生
産法人を設立した、「株
Rising sun」を訪
問しました。

専務さんから設立に至つ
た経緯、経営概要等の説明
を受けました。設立目的の
ひとつには「後継者不足」によ
り、将来に不安を抱えた農
家の救済もあった」との説
明もありました。

現在は、構成員の家族が
全ての農作業を行っている
が、後継者のいない構成員
がリタイアした場合、従業
員を家族以外から求めなけ
ればならなくなり、将来そ
の経費捻出が必要となると
いつた課題が出てきている
とのことでした。



ライジングサンにて



紋別市農業委員の方々

平成25年度 中標津町農業委員視察研修で意見交換

中標津町においても、離
農後の農地集積など苦慮す
る場面、法人化により規模
拡大などの動きもあり、今
回の研修成果を地域活動に
生かせるよう努力して参り
ます。

優良農地の確保・有効利用の推進と 遊休農地の解消「農地パトロール」

北海道農業会議が定めてい

る「農業委員会業務・活動強

化促進運動」進めよう農業

委員会活動、広めよう活動の

成果へ「推進方針に合わせて平

成25年度農地パトロール実施

要領」を定め農地法に基づ

く利用状況調査と本年から

町と共同で行う荒廃農地の

発生・解消に関する調査要領

に基づく現地調査を併せて、

農地パトロールを行いました。

行っています。

今年は、9月27日から10月8日までの期間で町内を8地区に分け担当地区内の農地の利用状況について調査を行いました。

調査実施方法は、目視により確認しましたが、新たな耕作放棄地はありませんでした。

の推進と遊休農地の解消」で取り組む事業となつていて農地パトロールを10月16日(水)に実施しました。当日は、生憎の雨模様でしたが、砂利採取の現地調査の3箇所、永久転用1箇所、利用状況調査4箇所を巡回し確認しました。

活動に必要な事項を確認し、検討会を終了しました。今後も中標津町農業委員会活動に対し、農業者の皆さん・関係者の皆さんとのご理解ご協力をお願い申し上げます。

当日は、北海道農業者年金協議会より新年金加入状況等現状について、新農業者年金制度について、新制度年金と旧制度年金の両年金受給の仕方について、それぞれ説明を受けました。

今後も加入推進を図つてまいりますので、よろしくお願ひします。



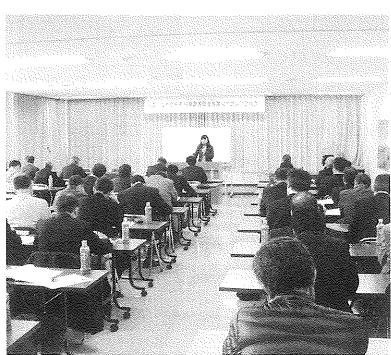
利用状況調査



農地パトロール



検討会議



やかな利用者の確保が欠かせないとの結論となりました。また、砂利採取の中で農地復元を再検討する必要な箇所が出されました。優良農地の確保・有効利用の推進の為、今後も農業委員会として活動に必要な事項を確認し、検討会を終了しました。

根室地区年金協議会代議員・農業委員を対象とした研修会が、11月27日当町役場301号会議室を開催され、当町からも18名が参加しました。農業者年金協議会より新年金加入状況等現状について、新農業者年金制度について、新制度年金と旧制度年金の両年金受給の仕方について、それぞれ説明を受けました。

農業者年金協議会代議員等研修会がありました

からのお知らせ

**安心が大きくなる
国が支える**

若い手積立年金

[愛称]

～若い農業者の皆さんへ、
保険料の国庫補助で老後の安心を!～

★あなたの老後生活への備えは十分ですか?
★年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です!
★老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です!

農業者年金は納付された保険料と運用益を原資として年金額が決まります。毎月の保険料が少なくても長い間収めると多くの年金の受給が期待できます。
つまり、若い時から加入すれば、月々の負担が少なくて豊かな老後生活に備えることができます。

保険料の負担が大きいという方は、政策支援加入で、保険料の国庫補助が受けられます。

●政策支援を受けるためには、農業者年金への加入要件に加え、

- ① 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等

(右の表の必要な条件)を満たすことが必要です。

*1 農業者年金への加入要件は①国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)、②年間60日以上農業に従事、③60歳未満、となっています。

*2 国庫補助額の割合は2万円に対する割合です。

*3 区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

◆保険料の国庫補助対象者と補助額◆

区分	必要な条件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者(左※3)	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者(左※3)	6,000円 (3割)	—

政策支援は受けられる補助の割合と期間に年齢による差があります。
早い加入が有利です!

●政策支援を受けられる期間は

- ① 35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間
- ② 35歳以上であれば10年以内
- ③ ①と②の期間を合わせて20年以内

となっています。国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は、通常の保険料(2万円~6万7千円の間で千円単位で加入者が自由に選べ、変更も自由です。)を納めることになります。

* 政策支援を受けている間の保険料は月額2万円に固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。

* 国庫補助分の年金(特例付加年金)を受け取るためには、経営継承が必要です。

◆農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算◆

加入年齢	納付期間		通常加入の場合		政策支援を受けて加入の場合		
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額	保険料本人負担分総額	支給額計	農業者老齢年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	66万円	744万円	67万円	49万円
		女性		57万円		57万円	43万円
30歳	30年	男性	720万円	46万円	588万円	47万円	37万円
		女性		40万円		40万円	32万円
35歳	25年	男性	600万円	38万円	528万円	38万円	33万円
		女性		32万円		33万円	28万円

(注) この試算は、65歳までの運用利回りが1.35%、65歳以降の予定期率が1.35%となった場合の試算です。

通常加入は保険料月額2万円の試算です。政策支援加入は保険料月額2万円で加入し、政策支援適用期間はもつとも有利な国庫助成額を受け、政策支援の適用期間終了後は保険料月額2万円で通常加入とした試算です。

運用利回り1.35%は制度発足以降の10年度間の運用利回りの平均です。

予定期率1.35%は、農林水産省告示(H24.4.1施行)により定められている率です。

「不妊治療と中標津町特定不妊治療費助成事業について」

中標津町保健センター 健康推進課 母子健康係

子供が欲しいけどなかなか子供に恵まれない、妊娠についての悩みや不安を抱えている方は多くいらっしゃいます。不妊治療を受けられる方は年々増えており、早めに専門医へ相談することが大切です。

「不妊症」とは、一般に妊娠可能な年齢にある夫婦が、避妊をせず普通に性生活を送り、2年以上経過しても妊娠しない場合をいいます。

原因は、男性側、女性側、両方と様々で、原因がはっきりしないこともあります。治療は不妊の原因により異なりますが、一般的にはタイミング指導より治療が行われ、徐々に治療内容をステップアップしていきます。

- ・タイミング法～妊娠しやすい時期に性生活のタイミングを合わせ、自然妊娠をめざす
- ・人工授精～男性の精液を人工的に子宮内に注入する方法
- ・体外受精～体の外で精子と卵子を受精させ、受精卵を子宮に戻す方法
- ・顕微授精～顕微鏡下で精子を直接卵子に注入し授精させ、子宮に戻す法

2010年に実施された約24万人の不妊治療の成績を調べた調査では、体外受精1回あたり、どれくらいの割合で出産に至ったかを算出すると、32歳までは約20%、40歳では7.7%、44歳だと1.3%まで下がることが分かっています。早めの治療が安全性や有効性が高いことが考えられています。

体外受精・顕微授精については、治療費が高額であり経済的な負担軽減のため、北海道で治療費の助成を行っています。また、中標津町においても、平成25年4月から北海道の助成を受けた方で、町の対象条件を満たしている方へ、治療費の一部助成が始まりました。



TPP交渉から撤退せよ!!

地域の基幹産業の崩壊につながる
TPP交渉参加は、断固反対します。

○中標津町特定不妊治療費助成事業(平成25年度概要)

【対象】①～④全てに該当し、平成25年4月以降に治療を受けられた方

- ①夫婦の一方または双方が、中標津町に住民登録をしている方
- ②北海道特定不妊治療費助成交付を受けた方
- ③他の市町村で同じ治療に対して助成を受けていない方
- ④町税等を完納している方

【助成について】

- ・1回の治療にかかった費用が、北海道特定不妊治療費助成額を超えた場合、自己負担分を助成の対象とし、5万円が上限となります。
- ・回数は年2回まで(初年度に限り年3回)、通算5年間での助成回数は10回が上限です。

**不妊・不育症については
専門の相談機関があります。**

○「不妊専門相談センター」

旭川医科大学病院 産婦人科外来

電話 0166-68-2568(受付:月～金10:00～16:00)

相談日時 毎週火曜日 11:00～16:00

○「女性の健康サポートセンター」 中標津保健所

月～金曜日 8:45～17:30 電話 0153-72-2168

中標津町特定不妊治療費助成事業の詳しい内容については、中標津町保健センター健康推進課 母子健康係(0153-72-2733)までお問い合わせください。

全国農業新聞

全国農業新聞は農業委員会系統組織がみなさん
の立場に立って、中央・地方の情勢、営農やくらしの
情報を提供しています。

●発行日 每週金曜日 形態/B3判10頁縦

●購読料 1ヶ月600円(送料共)

お申し込みは、お近くの農業委員、
農業委員会へどうぞ……。

情報 フラサ

生しましたので、交際へと発展してもらえばと思つています。

編集後記

を生み出すことを知つて

からである。そして、希望は失望に終わることがない」とあります。博士が自分を見送る若者に、親愛の情を込めて、「この老人のように、若者よ、大志を抱きたまえ」と言い残した言葉には博士の熱い情熱と信仰が込められていることがよく分かりました。

博士の抱いた大志を受け継ぐ限り、北海道の農業はいかなる外圧をもつてしても潰されることはないと感じました。皆様はどんな大志を抱かれた。皆様はどうぞ大志を抱かれてください。

（中村）

「フレッシュユミーズのつどい」を開催します。

当協議会では、結婚7年目までの奥様を対象に、年一度「フレッシュユミーズのつどい」を開催しています。

対象となる方には、お手紙をお送りしておりますが、今年は、**2月7日(金)**に開催します。

昨年NHKの番組で、ク

ラーク博士のことが放送されていました。博士の生き様に深く心を打たれ、博士の抱いた大志が北海道の酪農の礎であることを感じました。また

日本に博士を紹介したのが、新島八重の夫、新島襄であったこと、博士の抱いた大志を受け継ぐ限り、北海道の農業はいかなる外圧をもつてしても潰されることはないと感じました。皆様はどうぞ大志を抱かれてください。

（中村）

農業後継者対策協議会から

【夏季交流会】を開催しました

8月30日(金)～9月1日(日)に、2泊3日の日程で夏季交流会を開催しました。

女性は道外(大阪・京都・東京)から3名、道内から1名の合計4名、農業青年も4名参加して行いました。

道外から嫁いだ方の体験談の後、当幌の長正路牧場にて子牛への哺乳体験など酪農体験、武佐のスライブTK農場にて、青年にサポートしてもらいながらブロッコリーや馬鈴薯の収穫体験など、当町の基幹産業を見学・体験していました。

ただ、短期間ではありましたが、青年との交流を楽しんでいただきました。

【関西女性との交流会】を開催しました

11月9日(土)～10日(日)に、大阪市内において、「北海道農業青年と関西女性との交流会」を開催協議会の主催で



1月24日(金)まで参加募集申ですので、多くの方の参加をお待ちしています。

今日は同じ酪農家へ嫁がれた先輩の奥様をお招きし、アドバイスや意見交換(というか雑談?)の場として、お子様連れで気楽に参加していただけるような内容にする予定です。

当協議会では、今後も気軽に参加していただけますよう、また、より良い企画等をして行きたいと思っておりまして、開催に際しましては、ご家族、関係者の皆様のご理解と協力を併せてお願いします。



●発行元●

中標津町農業委員会

中標津町丸山2丁目22番地

TEL(0153)73-3111

FAX(0153)73-5333

